

# 旅券法の一部を改正する法律概要



## 背景

旅券に関する国際的な動向や情報技術の進展を踏まえ、(1) 申請者の利便性の向上、(2) 旅券事務の効率化、(3) 旅券の信頼性の維持、(4) 新型コロナウイルスの感染拡大を含むその他社会情勢の変化に対応した制度の見直しを図るため、必要な規定の改正を行うもの。

## 主な改正内容

### (1) 申請者の利便性の向上 (2) 旅券事務の効率化

#### ① 旅券の発給申請手続等の電子化

- ・一般旅券の発給申請、紛失・焼失の届出、渡航書の発給申請をオンライン化する。原則として切替申請(※)時の出頭を不要とする。

※「切替申請」…旅券の残存有効期間が1年未満の有効な旅券を所持する者が新たな旅券の発給を申請する場合に行う申請(ただし、旅券の記載事項に変更がある場合を除く。)

#### ② 未交付の旅券の発行経費の徴収

- ・旅券の発行後、申請者が6か月以内に当該旅券を受領せず、当該旅券がその効力を失った場合において、申請者が失効後5年以内に再度一般旅券の発給を申請した場合に、**効力を失った一般旅券の発行経費を徴収**することとする。

### (3) 旅券の信頼性の維持

#### ③ 旅券の査証欄の増補の廃止

- ・旅券の信頼性の維持のため、**旅券の査証欄の増補を廃止**し、旅券の査証欄に余白がなくなったときに、より低額な費用で新たに一般旅券を発行できるようにする(有効期間は元の一般旅券の残存有効期間と同じ。)

### (4) 新型コロナウイルスの感染拡大を含む その他社会情勢の変化に対応した制度の見直し

#### ④ 旅券の失効に係る例外規定の整備

- ・旅券の発行後、申請者が6か月以内に当該旅券を受領しない場合、当該旅券はその効力を失うが、**国外において申請者が旅券を受領できないやむを得ない事情があるときには、6か月を経過したときにも旅券がその効力を失わないこととすることができるようにする。**

#### ⑤ 大規模な災害の被災者に係る手数料の減免制度

- ・**大規模な災害に際して**、申請者の経済的負担の軽減を図るため特に必要がある場合において、**手数料を減額・免除**することができるようにする。

令和4年4月20日、第208回通常国会にて可決・成立、4月27日、公布

施行期日：公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日